

令和8年度

広川町学校教育施策



広川町教育委員会

広川町学校教育施策 目 次

| | |
|---------------------------|----|
| ■ 基本方針 | 1 |
| ■ 第5次総合計画における 施策5-1 学校教育 | 2 |
| 1-1 確かな学力の向上 | 2 |
| 1-2 豊かな人間性の育成 | 4 |
| 1-3 健康・体力の向上 | 6 |
| 1-4 いじめ・不登校への対応 | 7 |
| 1-5 特別支援教育の推進 | 9 |
| 1-6 学校・家庭・地域の連携強化 | 10 |
| 1-7 今日的な教育ニーズへの対応 | 12 |
| 1-8 教職員の指導力・学校の組織力の向上 | 13 |
| 1-9 学校教育施設・設備・機器の整備・充実 | 14 |
| 1-10 子どもの安全の確保 | 15 |
| <資料> | 16 |
| ◆ 令和8年度学校教育係関係事業年間計画作成の立場 | 17 |
| ◆ 令和8年度学校教育係関係事業年間計画 | 19 |
| ◆ 令和8年度広川町教育委員会事務局組織図 | 21 |
| ◆ 教育委員会及び教育委員会事務局名簿等 | 22 |
| ◆ 小中学校一覧 | 23 |
| ◆ 児童・生徒数及び学級数 | 23 |

令和 8 年度 広川町学校教育施策



《 基 本 方 針 》

令和 8 年 4 月

広川町は、第 4 次総合計画(改定版) が令和 5 年度で終了したことを機に、町の未来を切り拓いていく方向性を明らかにする新たな「道しるべ」として、広川町第 5 次総合計画を策定しました。(令和 6 年 3 月)

これまでの第 4 次総合計画で取り組んできた 4 つの視点(「定住を進める」「豊かに暮らす」「人を育てる」「地域を基礎に」)を継承し、新たなまちづくりの基本的な考え方を「職・住・育プラス遊 ～未来に希望が広がるまちづくり～」とし、諸事業を推進していきます。学校教育の分野においては、未来の広川町を担う児童生徒一人一人の個性と能力を伸ばし、生きる力を育てることが求められています。

本年度はその 3 年次にあたります。先行き不透明な未来に柔軟に対応し、様々な分野で個性や能力を発揮するためには、自ら学ぶ力の育成や豊かな人間性を育むことが重要だと考えます。広川町教育委員会は、「広川町総合計画」を基盤にして、教育基本法が示す公共の精神、日本人が培ってきた規範意識、それを醸成してきた伝統と文化を継承・創造する教育を目指すという制定の趣旨に即し、広川町が目指す将来像「世代を超えて住み心地の良い、温もりと笑顔あふれるまち」の実現に向け、令和 8 年度広川町学校教育施策を策定しました。

〈 主 要 施 策 〉

(評価)

- | | | |
|------|--------------------|--------|
| 1-1 | 確かな学力の向上 | (4 段階) |
| 1-2 | 豊かな人間性の育成 | (4 段階) |
| 1-3 | 健康・体力の向上 | (4 段階) |
| 1-4 | いじめ・不登校への対応 | (2 段階) |
| 1-5 | 特別支援教育の推進 | (2 段階) |
| 1-6 | 学校・家庭・地域の連携強化 | (2 段階) |
| 1-7 | 今日的な教育ニーズへの対応 | (4 段階) |
| 1-8 | 教職員の指導力・学校の組織力の向上 | (2 段階) |
| 1-9 | 学校教育施設・設備・機器の整備・充実 | (2 段階) |
| 1-10 | 子どもの安全の確保 | (2 段階) |

主要施策 1 - 1 確かな学力の向上

- 基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成のため、「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ります。
- 個に応じた指導体制・指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化、環境教育など時代の変化に対応した教育の充実を図ります。

【 目標値 】

| 成 果 指 標 | 目 標 値 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の平均正答率 (対象：小学校6年生・中学校3年生) ● 福岡県学力調査における国語、算数・数学の平均正答率 (対象：小学校5年生及び中学校1・2年生) | <p>小学校国語、算数及び中学校国語、数学ともに、昨年度の平均正答率又は全国の平均正答率を上回る</p> <p>小学校国語、算数及び中学校国語、数学ともに、昨年度の平均正答率又は全国の平均正答率を上回る</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭での学習時間の定着 全国学力・学習状況調査における平日の家庭学習の時間が1時間以上の児童生徒の割合 | <p>全国平均以上</p> |

【 具体的な取組 】

(1) 地域・保護者の確かな信頼を得て、小・中学校が連携し、9カ年で育てる教育を基盤とした学力向上

- 各学校において、特色ある教育の推進と学力向上を図る。また、教育週間において町民への授業公開をする。
- 小・中学校間の授業交流を推進する。
- 地域人材の積極的な活用や、教科の特質に応じた体験的な学習活動を行う。
- 各教科の育成すべき資質・能力の系統性を踏まえた9カ年カリキュラムを作成し、学力向上を図る。

- 小中教科等部会の計画的な開催
 - ・ 小・中学校教育研究会における「小・中学校合同授業研究会」の実施

(2) 知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成

① 特色ある適切な教育課程の編成・実施・評価

- 環境の変化に対応できる教育活動を展開するために、各教科の年間指導計画を見直し、作成を行う。
- 特色ある教育課程を編成し、組織的、計画的に教育活動の質の向上を図る。
 - ・ 教科等の指導計画と週案による指導内容及び授業時数の確保、実施状況の評価や校内研修、教室訪問等により授業内容の質を高める等、日々の授業の量と質の管理を徹底する。

- 学力向上プランによる指導の重点化と重点教育活動の明確化を図る。

② 学習指導要領に則った授業改善の推進

- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指し「主体的・対話的で深い学び」の授業改善を推進する。
 - ・ 書く活動を含めた表現活動を重視し位置付ける。
- 小学校と中学校のスムーズな接続という観点からの授業改善を推進する。
- 学習の見通しを立て、学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れる。
- 繰り返しや個別指導の徹底により、基礎・基本の定着を図る。

③ 全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査等の分析・考察検証に基づく授業改善

- 学力向上推進会議（学力向上検証改善委員会）を年4回開催し、学力向上の取組について連携・共有化を図る。
- 調査結果の分析・要因究明・対策を入念に行い、課題を明確にした教育活動及び授業改善を行う。
 - ・ 学力向上の検証サイクルをスモールステップで行い、成果、課題の把握のもと新たな方策を設定する。

● 町予算による標準学力調査等の実施

- ・ 小学校1・2年生：国語、算数
- ・ 小学校3～6年生：国語、社会、算数、理科
- ・ 中学校全学年：国語、社会、数学、理科、英語

● 諸学力調査における本町の実態と考察等資料の学校への提供

(3) 学ぶ意欲を高め、個性や資質・能力を伸ばす教育の充実

- 課題別・習熟度別学習指導を計画的に実施し、個に応じた指導の工夫を行う。
- 児童生徒の努力の過程や結果をすばやく把握し、よさを認め褒めて伸ばす教育を推進し、学ぶ意欲を育てる。

● 町雇用非常勤講師の各小・中学校への配置

(4) 家庭学習の定着

- 「家庭学習のすすめ」や「家庭学習ヒントシート」等の活用により家庭との連携を深め、家庭学習の習慣化を図る。
- 学級活動等で家庭学習について指導し、実践化を図る。
- 保護者会等による啓発を行い、平日における学年×10分間の家庭学習の定着を図る。

● 教務担当主幹教諭を中心とした家庭学習実態調査と読書習慣定着調査の実施

● 定例校長会における調査結果の提示及び対策協議の実施

主要施策 1-2 豊かな人間性の育成

- 人間性や社会性など豊かな心を育むために、特別の教科「道徳」を中心とした道徳教育や人権教育を通して、人権を尊重する意識の形成を図るとともに、児童生徒一人一人の生命の尊さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成します。
- すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、差別のない社会の実現に向けた人権・同和教育の推進を図り、児童生徒一人一人があらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるための人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

【 目標値 】

| 成果指標 | 目標値 |
|--|---|
| ● 夢や目標をもつ子供の育成 全国学力・学習状況調査における「当てはまる」の回答率（全国との比較） | 「将来の夢や目標を持っていますか」の質問で、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合が、小・中学校ともに全国平均を上回る |
| ● 読書習慣の定着 読書が好き・どちらかといえば好きな児童生徒の割合 | 教務担当主幹教諭による11月の調査で、小学校：75%、中学校：70%を上回る |

【 具体的な取組 】

(1) 夢・希望をテーマとする小・中学校一貫したキャリア教育の推進

- 自分の生き方について考え、自立できる子供を育てるための小・中学校9カ年を見通したキャリア教育を実施する。
- 体験や実践を表現活動と結び付け、児童生徒の言語活動の充実を図る。

- 中学生を対象とした「持とう『私の夢』講演会」の実施

(2) 「読む・調べる」の習慣化を図る図書館教育の推進

- 読書ボランティアを生かした読み聞かせ活動を推進する。
- 朝の読書活動や家庭との連携による読書習慣の育成を行う。
- 教科等の学習の発展を通して、学校図書館を活用する指導計画を立て、学校図書館の活用を推進する。
- 町立図書館の利用指導を行い、町立図書館に関心を持たせるとともに活用を促進する。

(3) 生涯学習係等と連携した取組の推進

- 小学生及び中学生の読書リーダーを養成する。
- 幼稚園・保育園・小学校が連携して読書活動を推進する。
- 就学前6歳児対象「家族でつくる読書の絆事業」による本に親しむ環境づくりを推進する。
- 3歳児健診時の「読書の階段事業」による絵本に親しむ環境づくりを推進する。

- 町主催の小学生「子ども司書」、中学生「読書サポーター」講座の実施
 - ・ 読書活動を旺盛にするための子ども司書・読書サポーターの育成
(生涯学習係・町立図書館との連携：夏季休業中に)

(4) 小・中学校間の共通理解と共通実践に基づく生徒指導の推進

- 確かな生徒理解に立った望ましい人間関係を踏まえた集団指導・個別指導の充実を図る。
- 児童生徒の自尊感情・学ぶ意欲を高めるために、生徒指導の視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」に立った授業づくりを推進する。
- 生徒指導上の問題に関する小・中学校の情報交換、共通して実践する項目の検討・実施及び状況等の把握、不登校、いじめ等に関する課題解決策等の共通理解を図る。

- 小・中学校生徒指導連絡協議会の開催
- 町民との児童生徒の実態把握の共有と共通実践を図る「広川町地域学校協働本部会議」の実施（年間2回実施）

(5) 人権・同和教育の推進（人権・同和教育係）

- 小・中学校教職員を対象に人権・同和教育研修会を実施し、教職員の人権感覚を高めると共に人権尊重の精神の理解を深める。
- 校内推進体制の確立及び校内における教職員研修の充実を図る。
 - ・ 校内研修会における人権・同和教育指導主事の積極的な活用を推進する。
- 学校の人権・同和教育全体計画に沿った全教科、全領域における積極的な人権・同和教育を推進する。
- インターネット上のいじめ、新たな人権課題に対応できる子供を育てるための指導計画を作成し指導を充実する。
- 人権作文集の作成や人権ポスター等の募集を通して、児童生徒の人権尊重の精神を育てるとともに、互いに助け合い、自他を大事にする態度を育てる。

- 授業を通じた実践交流会の開催

(6) 福祉教育の推進（こどもまんなか係）

- こどもまんなか係や福祉課と連携して、乳幼児や高齢者及び障がいのある人たちとの交流による福祉教育を推進する。
- 体験的な活動を通して、認知症の人を含む高齢者への理解を深める。

- 乳幼児触れ合い体験学習の実施
- 認知症サポーター養成講座の実施（福祉課との連携）
 - ・ 小学校は4年生対象で実施、中学校は3年生対象で実施
- 車椅子体験学習の実施

主要施策 1-3 健康・体力の向上

- 児童生徒一人一人の実態に応じて、体育の学習や体育的行事等を中心に体力の向上を図ります。
- 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身につけられるよう、学校、家庭・地域が連携して食育を推進することを通して、子供の基本的な生活習慣の確立を図ります。（「ワンヘルス教育」の推進）

【 目標値 】

| 成 果 指 標 | 目 標 値 |
|---|--|
| ● 新体力テストの総合点の全国平均との比較 | 小学校5年生、中学校2年生の男女ともに総合点で全国平均を上回る（T得点） |
| ● 児童生徒の朝食摂取の割合 全国学力・学習状況調査における「している」「どちらかといえばしている」と回答した割合の全国平均との比較 | 小・中学校ともに「している」、「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合が全国平均を上回る |

【 具体的な取組 】

（1）実態把握と「1校1取組」運動を位置付けた体力向上プランによる計画的・継続的な体力向上の取組の推進

- 新体力テストを全学年で実施し、その結果及び分析に基づく指導内容の重点化を図る。
- 運動能力の課題を把握して体力向上プランに具体化し、体育の授業づくりの工夫及び遊具を活用した体力向上の取組を進める。
- 「1校1取組」の数値化による目標を設定し、実施・評価を計画的に行い、継続的に体力向上の取組をする。
- 休み時間の外遊びや部活動の奨励及び遊具の工夫等、日々児童生徒が体を動かす取組を工夫する。

（2）外部講師の効果的な活用による体育の指導の充実

- 小学生体育支援サポーターを配置し、児童の体力向上及び教員の指導力向上を図る。
- 上広川小学校及び下広川小学校並びに広川中学校の「水泳運動系」「水泳運動」については外部委託とする。

- 小学生体育支援サポーター委託事業（各小学校への体育の外部講師配置年間850時間）の実施

(3) 食育・健康教育の充実

- 食に関する全体計画や年間指導計画の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用する授業の工夫を行う。
- 食を通しての健康づくりと食の知識・食の習慣を育てる指導体制を整える。
- 幼稚園・保育園・学校、保護者との連携を図り、朝食を摂る取組を進める。
- 生涯にわたる自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けさせるため、ワンヘルスの理念に基づく取組を推進する。

主要施策 1-4 いじめ・不登校への対応

- いじめや不登校、その他多様な児童生徒の課題に対し、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図り、問題の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- すべての子供が主体となって取り組む「絆づくり」と、すべての子供が落ち着ける場所となるよう教職員主導で行う「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校などを生まない学校づくりを推進します。

【 目標値 】

| 成果指標 | 目標値 |
|------------------------|-----------------------|
| ● いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応 | いじめ問題の未解決事案「0」 |
| ● 不登校児童生徒の減少 | 小・中学校ともに前年度の不登校者数を下回る |

【 具体的な取組 】

(1) いじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図る取組及び指導の充実

- ①「令和8年度広川町いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの防止や未然防止・早期発見・早期対応等いじめの問題対応の強化
 - 「令和8年度広川町いじめ防止基本方針」に基づき、学校に対する支援や関係機関との連携を図る。
 - 様々な機会を通して、いじめの防止に資する保護者への啓発を行う。
 - 校長会において各校の取組の状況報告を行い、情報の共有化を図る。
- いじめ問題対策連絡協議会の開催（年1回 場合によっては複数回開催）

- 各学校の「いじめ防止基本方針」に則り、いじめを生まない教育活動の推進、未然防止・早期発見・早期対応の取組の充実及び教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等の充実を図る。特に、教育委員会と学校の連携による早期対応に重点を置く。
- 毎月1回の「いじめに関する生活アンケート」又、年3回の「いじめに特化したアンケート」等を実施し、早期発見・早期解消に努める。
- 「校内いじめ問題対策委員会」を毎月実施し、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- 年間3回の「教育相談週間」を設定し、教育相談の充実を図る。
- 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による個別指導、教育相談の充実を図る。
- チェックリストや個人カルテの作成と活用による状況把握及びいじめを許さない学級・学校づくりを推進する。
- 地域・家庭との積極的な連携や関係機関との密接な連携の強化を図る。
- メールやライン等SNSにおけるトラブルを未然に防ぐために、PTAと連携して携帯電話等の使用時間を制限する取組を行う。

(2) 不登校を生まない取組や早期解消を図る取組の充実

- 広川町教育支援センター「ふんわり」開設初年度に当たり、教育支援センター長を中心にその運営を行う。
- 生徒指導連絡協議会を定期的で開催して情報交換を行い、小・中学校が連携して不登校防止及び不登校解消に向けた対策を協議する。
- 不登校を生まないための積極的な生徒指導及び組織的な教育相談体制を確立する。
 - ・「福岡アクション3」及び「保護者のアクション3」の実践を図る。
- マンツーマン対応及びケース会議の開催による学校復帰への取組の強化を図る。
- 広川町教育支援センター「ふんわり」並びにスクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、社会的自立の基礎を培うための相談及び支援の充実を図る。

- 教育支援センター長、支援員、補助員の配置及び施設運用
- 町雇用スクールソーシャルワーカー（SSW）による教育相談、個別対応の充実
- スクールカウンセラー（SC）の町予算配置

主要施策 1 - 5 特別支援教育の推進

- 特別支援教育に係る教材や施設の整備・充実、介助員などの配置を引き続き行い、特別支援教育の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、適切な就学相談・指導に努めます。

【 目標値 】

| 成 果 指 標 | 目 標 値 |
|-------------------------------|------------|
| ● 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している割合 | 各学校、100%作成 |

【 具体的な取組 】

(1) 各学校の特別支援教育の充実

- 配慮を要する児童生徒に対する個別の支援計画及び個別の指導計画の作成による個に応じた支援・指導の充実を図る。
- 特別支援教育コーディネーターを中核に据えた校内研修の実施・支援体制の充実を図る。
- 保護者や医療機関・福祉機関等と連携した就学に関する教育相談体制の充実を図る。

- 町雇用特別支援介助員の各学校への配置

(2) 幼稚園・保育園・小学校連携教育の推進

- 「小1プロブレム」の解消を目指し、幼・保・小学校が連携した教育活動を推進する。
- 幼稚園・保育園児の小学校体験入学、入学説明会を工夫する。
- 巡回教育相談による幼稚園・保育園児の実態把握を的確に行う。

主要施策 1-6 学校・家庭・地域の連携強化

- 広川町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）及び広川町地域学校協働本部の取組を充実させ、学校と家庭・地域及び教育委員会が連携・協働して、「地域とともにある学校づくり」を推進し、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。
- 広川町の特長を生かした地域の住民及び学生による学習支援活動を引き続き行います。さらに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援し、それぞれの学校が目指す目標の実現のために、地域社会と連携・協働しながら「社会に開かれた教育」を実現します。

【 目標値 】

| 成 果 指 標 | 目 標 値 |
|-------------------------------|------------------|
| ● 広川町教育週間の期間の学校公開における、地域住民の参加 | 昨年度の地域住民の参観数を上回る |

【 具体的な取組 】

（１）校長の確たるリーダーシップによる学校経営の確立

- 校長の経営ビジョンの明確化と重点課題解決のための方策の具体化を図る。
- 校務分掌組織において主任・主事の責任を明確化し、教職員の職能成長を図る。
- 短期間でのPDCAサイクルによる組織・運営の活性化を図る。

- 町教育委員会の学校訪問による学校への支援・指導の充実
- 定例校長会の開催（年間 13回）
- 定例教頭会の開催（年間 4回）

（２）教育委員会による学校への支援・指導の充実及び学校との連携の強化

- 定例校長会・教頭会における諸情報の提供や改善策の提示を明確に行うとともに、課題に応じ協議の時間を設定する。
- 学校との課題の共有及び学校への迅速な対応を行う。
- 学校訪問及び校内研修会等における学校の課題に応じた指導助言の工夫を行う。

（３）広川町学校運営協議会と連携した地域・保護者に信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- 地域住民に対して学校の取組を広く公表する。
- 11月1日～14日の広川町教育週間を、広川町の教育について地域住民とともに考える週間とする。

- 全小・中学校PTAの「“新”家庭教育宣言」の取組により、基本的な生活習慣及び家庭学習習慣の定着を図る。
- 広川町地域学校協働本部との連携を図り、家庭・地域と一体になって、児童生徒の生きる力を育む。
- 地域や家庭と連携・協働を推進し、積極的に学校の運営方針を公開する。

- 「広川町学校教育説明会」の実施（5月実施）
 - ・ 地域代表及び保護者代表等を対象に説明会を行い、施策等についての説明をすることにより、学校への信頼と理解を深める。
- 「広川町学校運営協議会」の年5回の開催
- 広川町教育週間の実施（11月実施）
 - ・ 広川中学校の「持とう『私の夢』講演会」
 - ・ 「小中学生による意見発表会」
 - ・ 学校運営協議会委員による学校の教育活動の視察
 - ・ 各学校、常時公開を基本

- 「“新”家庭教育宣言」説明会の実施
 - ・ 単位PTAにおいて、「“新”家庭教育宣言」の趣旨及び具体的な取組の説明会を実施する。

（4）学校評価の工夫による学校改善の取組

- 測定可能な達成目標及び具体的な指標を位置づける。
- 広川町学校運営協議会委員により「学校関係者評価」を実施する。
 - ・ 年間5回、広川町学校運営協議会を開催する。
- PTA総会、学校便り、ホームページ等により学校評価を公表する。

- 「広川町学校関係者評価」の実施

（5）特色ある教育活動の展開と地域、家庭とともにある学校づくりの推進

- 読書ボランティアや学習支援ボランティアを積極的に活用し、教育活動を活性化する。
- 教育活動支援のために地域の方々やゲストティーチャー等の参加を促す。
- 学校の地域性や歴史による学校独自の教育活動を推進する。
- 学校便り・ホームページ・町広報誌等での積極的な情報の発信をする。

- 「広報ひろかわ」における学校紹介及び教育関係記事の隔月掲載

主要施策 1 - 7 今日の教育ニーズへの対応

- 教職員のICT活用力の向上を図るためのDX研修を実施し、ICTを効果的に活用した教育活動を充実させ、タブレット端末の日常的な活用を推進します。
- グローバル化に対応するために、小学校において英語専科による学習指導の充実を図ります。

【目標値】

| 成果指標 | 目標値【全国】 |
|---|----------|
| ● 全国学力・学習状況調査における「5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を週3回以上活用した」割合（中学生は、1・2年生で） | 全国平均を上回る |

【具体的な取組】

(1) 情報教育・プログラミング教育の推進

- 教科及び総合的な学習等において、効果的なタブレットの活用により、情報活用能力の育成を図る。
- プログラミング学習を通して、論理的思考力の育成を図る。
- 学級活動、総合的な学習の時間等の指導内容に、「情報モラル育成」の指導内容を位置づけ、小学校から中学校までの9カ年、系統的に情報社会に参画する態度を育成するとともに、保護者への啓発を図る。

● 「親子で学ぶ規範意識」事業による規範意識の醸成及び情報モラルの育成・啓発

(2) 一人一台配置のタブレットを活用した学力向上

- 下広川小学校を拠点校としてタブレット活用による授業研究を各学校で実施する。
- タブレットの年間活用計画を作成し、確実な実施により学力向上を図る。
- ICT支援員を効果的に活用し、授業実践を行うとともに、校内外の研修を通して、教職員のスキルアップを図る。
- 各教科等のねらいを十分に踏まえ、各種視聴覚教材や電子黒板、タブレット等ICT機器を積極的に活用し、分かる授業の推進を図るとともに、積極的な家庭への持ち帰りに努める。

● ICT支援員の全校配置

(3) 外国語活動・外国語科及び国際理解教育の推進

- ALT及び町雇用小学校英語専科を継続配置し、計画的な活用を通して、小学校外国語活動及び外国語の授業の充実を図る。
- 小学校低学年で10時間実施し、中学年の外国語活動への円滑な接続が行えるようにする。

● ALTの継続配置及び外国語活動・外国語の校内研修会の実施

主要施策 1－8 教職員の指導力・学校の組織力の向上

- 教職員の資質向上のため、ライフステージに応じた研修会を実施し、教職員自らが研究と修養に取り組むことができる体制の充実を図ります。
- 教職員の働き方改革を推進し、効果的に教育活動が行える職場環境づくりに努めます。また、児童生徒が主体的に学んだり、行動したりすることができるように、教師は支援するという学力観の転換に努めます。そして、教師自らが「ファシリテーター」としての側面を持つ教師像を求めます。

【 目標値 】

| 成 果 指 標 | 目 標 値 |
|---------------------------|---------------|
| ● 講師招聘の授業研究会の実施 | 各小・中学校、複数回の実施 |
| ● 超過勤務月 4 5 時間を超えない教職員の割合 | 1 0 0 % |

【 具体的な取組 】

(1) 校内研修の充実による指導力向上の取組

- 全小・中学校を町研究指定校とし、教育課題に応じた校内研修により授業力を高める。
- 外部講師の積極的な招聘により研修の充実を図る。
- 積極的な指導主事訪問による指導・助言で指導力を高める。

- 下広川小学校におけるタブレット、電子黒板等 I C T を活用した教育の研究

(2) 各種研修会の実施

- 広川町教育委員会主催の研修会を定期的、継続的に実施し、喫緊の課題解決及びキャリアに応じた力量の向上を図る。

- 小・中学校教頭研修会の実施 (年間 4 回)
- 主幹教諭等の資質能力を高めるための研修会の実施 (年間 3 回)
- 初任者・経験 1 年教員合同研修会の実施 (年間 1 回)
- 初任者研修会の実施 (年間 1 回)
- 経験 1 年経過教員授業研修会の実施 (年間 2 回)
- 「校長講話 (校長の専門性を生かした研修会)」 隔年 (令和 8 年度) 実施

(3) 若年教員や講師等を対象にした研修会を開催し、指導力量の向上を図る。

- 学習指導力の育成を図る。

- 指導主事等による学校訪問の定期的実施 (授業を中心とした指導・支援)

(4) 教職員を取り巻く環境整備について

- 各学校における授業時数や学校行事の在り方を見直し、業務の適正化の推進を図る。
- ICTの活用による校務効率化の推進を図る。【主要施策1-9】
- 学校における労働安全衛生管理体制の整備とその機能化
 - ・ 衛生推進者の選定、衛生委員会の設置と月1回の開催、ストレスチェックを実施する。

主要施策1-9 学校教育施設・設備・機器の整備・充実

- 児童生徒が安全で安心して落ち着いた学校生活を送ることができるよう、老朽化が進む学校施設・設備については、長寿命化計画の年次計画に基づき、大規模改修・修繕を進めます。また、教育機器を適宜更新するとともに、ICT教育の推進を図ります。さらに、ネットワーク化を推進し、個人情報保護のためのセキュリティ強化を図ります。

【目標値】

| 成果指標 | 目標値 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 中広川小学校及び広川中学校の整備 校舎内照明のLED化● 校務支援ソフト及び1人1台端末（タブレット）の入替え | 中広川小学校及び広川中学校の校舎内照明のLED化完了 校務支援ソフト（9月）及び1人1台端末（タブレット）（8月）の入替え完了 |

【具体的な取組】

(1) 老朽化が進む学校の施設・設備の整備

- 中広川小学校及び広川中学校の校舎内照明のLED化を行う。

- 広川中学校の校舎内照明のLED化
- 中広川小学校の校舎内照明のLED化

(2) ICT教育に関する電子機器等の整備・充実

- 校務支援ソフト入替えを行う。
- 1人1台端末（タブレット）の入替えを行う。

(3) 下広川小学校運動場等の設計に着手

- 参道、屋外トイレ、体育館・校舎跡駐車場、プールなどを含む全体的なグラウンド改修の設計に着手する。

主要施策 1-10 子どもの安全の確保

- 通学路に関しては、引き続き、学校やPTAからの要望書に対応していきます。
また、登下校時の地域による見守り活動を推進していきます。

【 目標値 】

| 成果指標 | 目標値 |
|---------------------------------------|--------------|
| ● 防災教育の推進 災害時の児童の引渡し手順・ルールの方定と訓練実施 | 策定率100%、3校実施 |

【 具体的な取組 】

(1) 校内における安全確保

- 防犯訓練・防災訓練・安全教室等を定期的に開催し、児童生徒の安全意識を高める。
- 全小学校で、災害を想定した保護者への児童の引き渡し訓練を実施する。
- 安全点検の実施と修理・改善及びその記録の保管を徹底する。
- 危機管理マニュアルの見直しと共通理解を図る場の設定及びその記載内容に従った対応に努める。

- 各小学校における「引渡し手順・ルール」に基づく災害を想定した児童の引渡し訓練実施

(2) 校外における安全確保

- 保護者・地域との安全に対する迅速な情報の共有化を図る。
- 児童生徒の安全・安心を守るために、PTA、地域住民、警察等の関係機関と連携した危険箇所の点検や巡回指導を実施する。

- 広川町通学路安全推進会議の実施

(3) 児童虐待予防（防止）に向けた取組の充実

- スクールソーシャルワーカーやこどもまんなか係等との連携を強化した各種の取組を行う。
 - ・ 要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・学校部会・個別ケース会議等）を実施する。
 - ・ こどもまんなか係作成の「進行管理表」をもとに、定期的な情報共有を行い、関係学校との連携を強化していく。

資 料

- ◆ 令和 8 年度学校教育係関係事業年間計画作成の立場
- ◆ 令和 8 年度学校教育係関係事業年間計画
- ◆ 令和 8 年度広川町教育委員会事務局組織図
- ◆ 教育委員名及び教育委員会事務局員名等
- ◆ 小・中学校一覧
- ◆ 児童・生徒数及び学級数



広川町古墳公園資料館